

● 滞納処分について

この督促状の指定期限までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

● 不服申立てについて

この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、広島市長に対して、文書をもって、審査請求をすることができます。

● 処分の取消しの訴えについて

この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告として（広島市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、この督促について不服があるときは、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

◎金融機関

(信託銀行) みずほ

(信用金庫) 吳、広島

(信用組合) 広島県、広島市、広島商銀

(農業協同組合) ひろしま、広島市

2 中国5県内の店舗

(銀行) ゆうちょ (郵便局含む)

3 広島県内の店舗

(銀行) 福岡
(信用組合) 朝銀西

◎広島市役所

区福祉課、収納対策部、
市税事務所、税務室、区出張所

[illegible]

開け方

100%